

京都府下の市・町に、村に息づく タクシーを目指して

令和6年2月2日（金）

市民交流プラザふくちやま 会議室(4階)



※京都府タクシー協会では乗務員の仕事を動画でわかりやすく説明しています。

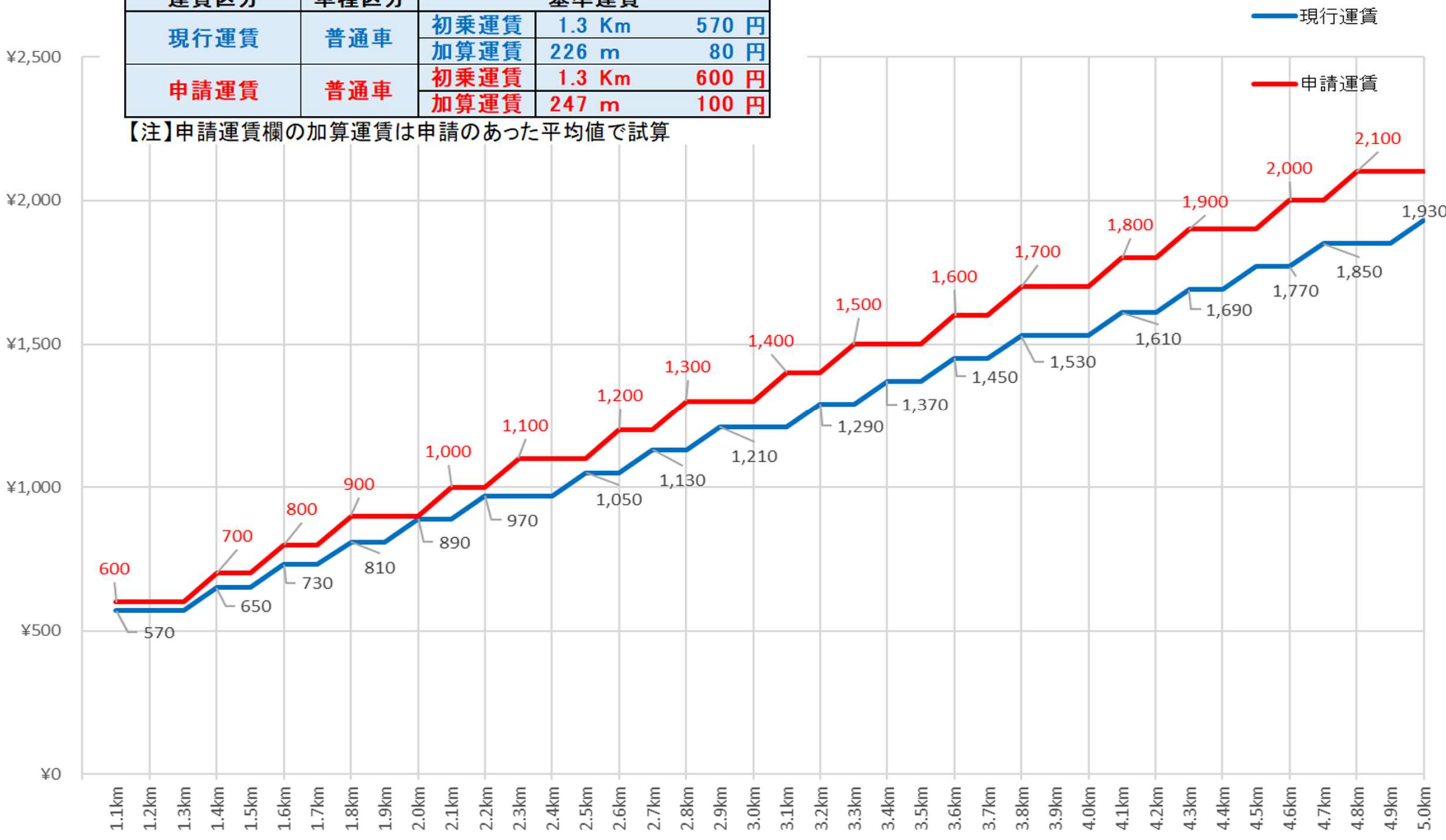
目次

1. 運賃改定の新旧比較及び他の運賃ブロックとの比較 . . . 1~3
2. 公示（道路運送法施行規則第55条の規定に基づく） . . . 4~6
3. 京都のタクシー事業者の取り組み . . . 7~19

京都北部地区における現行運賃と申請運賃の比較

運賃区分	車種区分	基準運賃	
現行運賃	普通車	初乗運賃	1.3 Km 570 円
		加算運賃	226 m 80 円
申請運賃	普通車	初乗運賃	1.3 Km 600 円
		加算運賃	247 m 100 円

【注】申請運賃欄の加算運賃は申請のあった平均値で試算

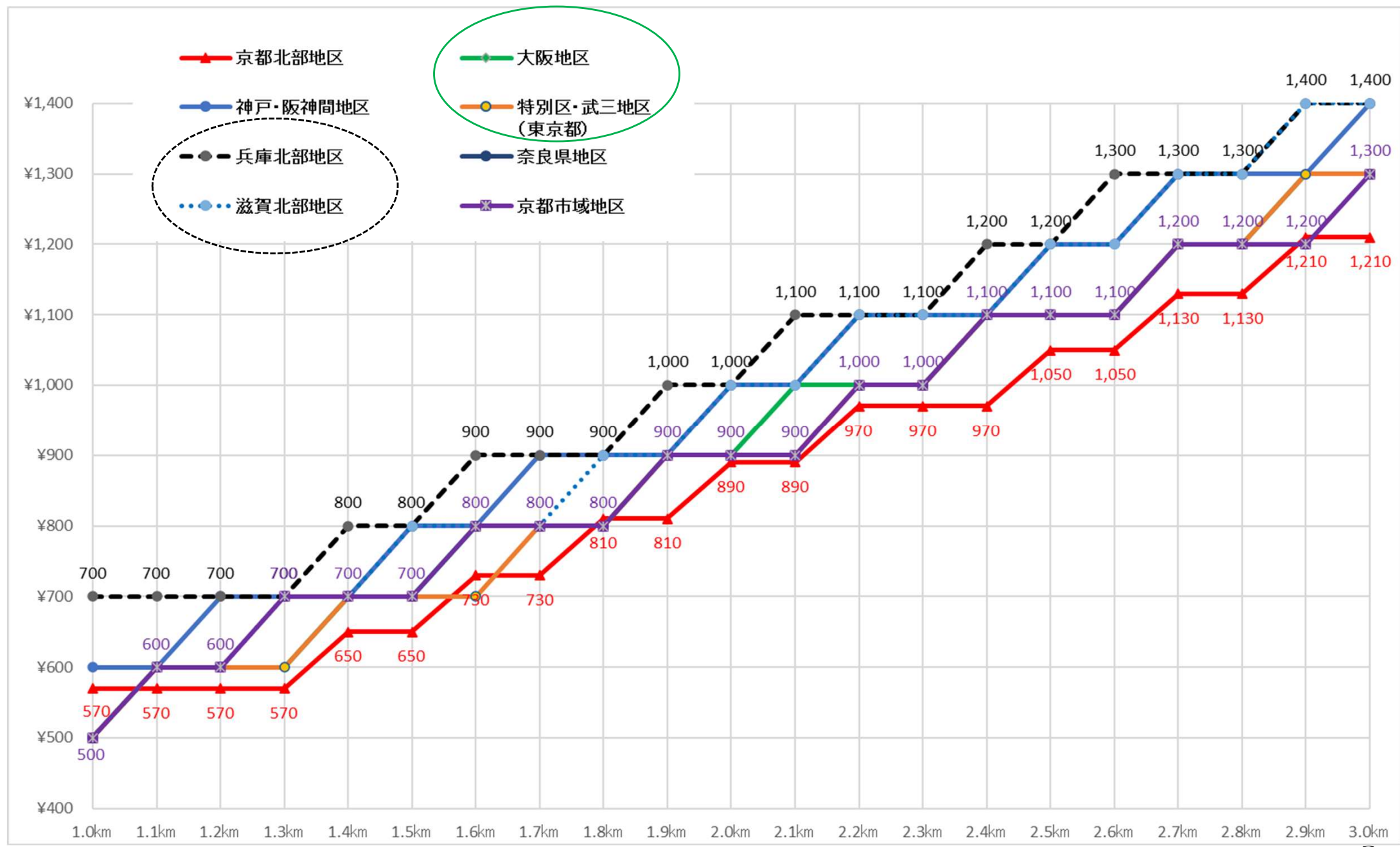


近隣府県・他都市(運賃ブロック)との運賃比較①

地 区	車種区分	基 準 運 賃			5km走行時の運賃	(対比指数)	改 定 時 期
京 都 北 部 地 区	普通車	初乗運賃	1.3 Km	570 円	1,879.73 円	100.0	最近改定: 令和2年2月1日実施 5km走行時の運賃: 1,930円
		加算運賃	226 m	80 円			
大 阪 地 区	普通車	初乗運賃	1.040 Km	500 円	2,023.08 円	107.6	最近改定: 令和5年5月31日実施 5km走行時の運賃: 2,100円
		加算運賃	260 m	100 円			
神 戸・阪 神 間 地 区	普通車	初乗運賃	1.146 Km	600 円	2,117.32 円	112.6	最近改定: 令和5年5月31日実施 5km走行時の運賃: 2,200円
		加算運賃	254 m	100 円			
特別区・武三地区 (東 京 都)	普通車	初乗運賃	1.096 Km	500 円	2,030.98 円	108.0	最近改定: 令和4年11月4日実施 5km走行時の運賃: 2,100円
		加算運賃	255 m	100 円			
兵 庫 北 部 地 区	普通車	初乗運賃	1.3 Km	700 円	2,180.00 円	116.0	最近改定: 令和5年11月20日実施 5km走行時の運賃: 2,200円
		加算運賃	250 m	100 円			
奈 良 県 地 区	普通車	初乗運賃	1.3 Km	680 円	2,022.74 円	107.6	最近改定: 令和4年4月1日実施 5km走行時の運賃: 2,030円
		加算運賃	248 m	90 円			
滋 賀 北 部 地 区	普通車	初乗運賃	1.0 Km	500 円	2,194.92 円	116.8	最近改定: 令和5年5月1日実施 5km走行時の運賃: 2,200円
		加算運賃	236 m	100 円			
京 都 市 域 地 区	普通車	初乗運賃	1.0 Km	500 円	1,933.69 円	102.9	最近改定: 令和5年5月1日実施 5km走行時の運賃: 2,000円
		加算運賃	279 m	100 円			

※青字は京都北部地区を含む旧近畿北部地区の運賃ブロックを示す

近隣府県・他都市(運賃ブロック)との運賃比較②



公 示

近運自二公示第41号

道路運送法施行規則第55条の規定による事案の公示

これらの事案に関して意見聴取の申請をしようとする利害関係人は、公示の日から10日以内に事案の関する土地を管轄する運輸支局長（運輸監理部長）を經由して当局まで、道路運送法施行規則第57条に規定する申請書を提出されたい。

令和5年12月12日

近畿運輸局長 日笠 弥三郎（公印省略）

(1/2)

（令和5年12月12日付け近運自二公示第41号）

記

事案番号	事案概要	営業区域	運賃適用地域
1~6	<p>運賃改定申請（令和5年12月4日時点）</p> <p>普通車の場合</p> <p>距離制運賃</p> <p>① 初乗運賃・初乗距離 600円 1.3km</p> <p>② 加算運賃・加算距離 100円 235m ~ 261m</p> <p>③ 時間距離併用制運賃（毎時10km以下で適用） 100円 1分25秒 ~ 1分35秒</p> <p>時間制運賃 30分までごとに 2,550円 ~ 2,700円</p> <p>※申請の詳細については別紙のとおり</p>	<p>中部交通圏 中丹交通圏 丹後交通圏</p>	<p>京都北部地区</p>

以上

(2/2)

(令和5年12月12日付け近運自二公示第41号)

事業番号	要請者名	運賃及び料金																										
		距離制運賃												時間距離併用運賃(10km/h以下)						時間制運賃(30分までごとに)								
		特定大型				大型				普通(中型)				小型		特定大型		大型		普通(中型)		小型		特定大型	大型	普通(中型)	小型	
		初乗		加算		初乗		加算		初乗		加算		初乗		加算		時間	運賃	時間	運賃	時間	運賃	時間	運賃	運賃	運賃	運賃
距離		運賃		距離		運賃		距離		運賃		距離		運賃		距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃
1	日本交通㈱(福知山)					1.3km	640円	219m	100円	1.3km	600円	249m	100円					1分20秒	100円	1分30秒	100円			3,100円	2,850円	2,550円		
2	日本交通㈱(舞鶴)					1.3km	640円	219m	100円	1.3km	600円	248m	100円					1分20秒	100円	1分30秒	100円			3,100円	2,850円	2,550円		
3	網野タクシー(株)	1.3km	690円	190m	100円	1.3km	640円	207m	100円	1.3km	600円	235m	100円			1分10秒	100円	1分15秒	100円	1分25秒	100円			3,250円	2,950円	2,700円		
4	(有)慶和	1.3km	660円	212m	100円	1.3km	640円	230m	100円	1.3km	600円	261m	100円			1分20秒	100円	1分25秒	100円	1分35秒	100円			3,200円	2,900円	2,600円		
5	京都タクシー(株)	1.3km	690円	200m	100円	1.3km	640円	218m	100円	1.3km	600円	247m	100円			1分15秒	100円	1分20秒	100円	1分30秒	100円			3,150円	2,850円	2,600円		
6	新京都タクシー(株)	1.3km	690円	199m	100円	1.3km	640円	217m	100円	1.3km	600円	246m	100円			1分15秒	100円	1分20秒	100円	1分30秒	100円			3,150円	2,850円	2,550円		

申請率(令和5年12月4日時点) : 85.02% 運賃改定の要件 : 京都北部地区における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える申請が必要

最終申請率 : 92%超

事業者名	運賃及び料金																				
	距離制運賃												時間距離併用(10km/h以下)						時間制運賃(30分までごとに)		
	特定大型				大型				普通				特定大型		大型		普通		特定大型	大型	普通
	初乗		加算		初乗		加算		初乗		加算		時間	運賃	時間	運賃	時間	運賃	運賃	運賃	運賃
距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	時間	運賃	時間	運賃	時間	運賃	運賃	運賃	運賃	
前田自動車㈱	1.3km	690円	183m	100円	1.3km	650円	199m	100円	1.3km	600円	226m	100円	1分10秒	100円	1分15秒	100円	1分25秒	100円	3,300円	3,000円	2,750円

京都のタクシー事業者の取り組み①

ユニバーサル・ デザイン(UD)の タクシー車両導入



- ドアtoドアの輸送は、タクシーの使命です。
- ご高齢・車いすのお客様にも安心して、目的地までご利用いただけるよう「おもてなしの心」を形にした「ジャンタクシー」をはじめとするユニバーサル・デザインの車両もご用意しました。
- 京都府タクシー協会では、平成24年より乗務員対象のUDドライバー研修を実施し、車いすや足もとの不自由な方の接遇を学びます。現在までに、研修開催等を通じて認定資格を取得した834名の乗務員に認定証を交付しました。
- ※導入の全国上位3位：東京都(2.1台)、愛知県(4.6台)、神奈川県(8.8台)

大阪府(8位)	697両／14,839両(法人車両数) * 21.3台に1台
京都府(9位)	527両／ 5,907両(法人車両数) * 11.2台に1台
兵庫県(10位)	371両／ 6,510両(法人車両数) * 17.5台に1台

京都のタクシー事業者の取り組み②

子育てタクシー等 の運行



- 少子高齢化が問題となる現在、子育て世代を応援する「子育てタクシー」が運行されています。専門の講習を受講した乗務員が、子育て中のママ世代の移送やお子様だけの通園・通学のサポートを行っています。
- 妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要な研修を受けた乗務員がかかりつけの病院までお送りします。出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。

京都のタクシー事業者の取り組み③

スマートフォンに
よる配車

- スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。
- スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えにあがります。



※導入事業者：47者、4,431両(77.3%)

- タクシー業界におけるIoTの現状とタクシー事業への影響と対策に係わる調査・研究及び京都府タクシー協会が推奨する配車アプリ・決済機について(答申)

平成30年12月
IOT対応特別委員会



京都のタクシー事業者の取り組み④

大きな荷物をお持ちの
外国からの観光客や妊
産婦、乗降困難なお客
様のための優先タクシー
の導入



- 京都は世界に誇る観光都市です。外国からお越しの観光客の皆さんに言葉の心配もなく京都へお迎えするとともに、ベビーカーや、大型の荷物を抱えて普通のタクシー車両が利用しにくいお客様に優先的にご利用いただくための、
専用タクシー (フォーリン・フレンドリー・タクシー⇒FFタクシー) を運用中です。
- FFタクシーは、外国人のお客様に限らず、すべてのお客様にお手軽にご利用いただけるよう、配車アプリでのお呼び出しに対応しています。

京都のタクシー事業者の取り組み⑤

地方自治体と協力協働して、地域の足の確保に努めています

- 世界でも有数の高齢化社会を迎えているわが国において、高齢者が取り残されがちな交通不便地域では、移動の手段を確保することが重要な課題となっています。
- タクシー業界は、京都府下の各自治体と綿密にコミュニケーションを図りながら、デマンド運行、乗合タクシー、福祉タクシー等々、その地域で望まれる移動手段の確保のためにタクシー事業者として何ができるかを追求し、可能な限り公共交通機関としての役割を果たすための努力を行っています。



予約型乗合タクシー
運行中！



予約先 宇治第一交通株式会社 TEL: 0774-24-4000
問合せ先 宇治田原町まちづくり推進課 TEL: 0774-88-6616

京都のタクシー事業者の取り組み⑥

京都駅乗降場の環境整備と路上客待ち行為の解消

- お客様が多数利用される京都駅北口の利用環境向上のため、京都市・JR西日本との共同事業により、おりば上屋設置とのりばのバリアフリー化等の環境整備を行いました。
- 京都駅南口においては、タクシー車両の待機場を別途確保し、ショットガン方式で乗り場へタクシー車両を誘導することにより、八条通りの違法な路上客待ち駐車状態を解消しました。

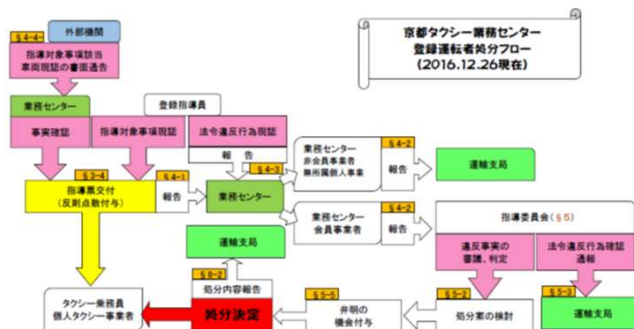


京都のタクシー事業者の取り組み⑦

違法客待ち乗務員の指導教育の徹底と対策の強化



- 業界の自主活動として、違法待機が発生しやすい繁華街や駅付近で、毎週1回の街頭指導活動を実施しています。特に、京都駅北口については、混雑防止のため、自主的な入構制限を実施しております。
- 業界独自に運転者指導規程を制定し、街頭指導等の中で度重なる違反行為が見受けられる運転者に対しては、相応のペナルティーを科して指導の強化を図るとともに、さらに悪質な運転者については、行政とも連携して運転者登録を抹消するなど、乗務員の質の向上に努めています。



京都のタクシー事業者の取り組み⑧

駐停車マナー 向上の取組

- 京都市都市計画局歩くまち推進室と共同で、原則、毎年度「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」(座長：藤井聡教授)を開催。
- アンケートや小冊子を通じた乗務員の駐停車マナー向上だけでなく、利用者の方へも「タクシーのりば」の案内や、交差点内などの禁止地帯でも乗降車を控えていただくよう啓発活動を行っています。



京都のタクシー事業者の取り組み⑨

災害等緊急時における輸送力の確保

一般社団法人京都府タクシー協会と災害等緊急時における協力協定を締結します！

平成30年7月4日
京都府原子力防災課
課長 松村 075-414-5614

京都府では、自然災害、原子力災害等が発生した場合に、避難するために特に配慮が必要な者（以下「要配慮者等」という。）の安全かつ迅速な避難・輸送のための手段を確保するため、一般社団法人京都府タクシー協会と災害等緊急時におけるタクシーによる要配慮者等の輸送に関する協定を締結します。

つきましては、7月11日に締結式を行いますので、当日のご取材をお願いします。

1 日 時 平成30年7月11日（水） 午前11時10分～11時30分

2 場 所 京都府庁1号館3階 会議室

3 出席者

【京 都 府】 知事 西脇 隆俊
【一般社団法人京都府タクシー協会】 会長 兼元 秀和

4 協定の内容

自然災害、原子力災害時等において要配慮者等が避難を行う場合、京都府の要請に基づき、タクシーによる要配慮者等の輸送について協力を行う。

（参考）一般社団法人京都府タクシー協会（昭和37年1月設立）は、一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人又は個人で構成された団体であり、一般乗用旅客自動車運送事業に関する統計の作成、経営の合理化を図るための調査・研究、品位の向上並びに交通安全及び事故防止の啓発・宣伝活動などを行っている。

- 近年、地球温暖化の影響により、全国各地において甚大な自然災害が頻発しています。加えて原子力災害、武力攻撃事態についても決して安心できない状況となっています。
- 京都府タクシー協会は、平成30年7月11日付で京都府と「災害等緊急時におけるタクシーによる要配慮者等の輸送に関する協定書」を取り交わし、緊急時における交通弱者のための輸送要請に関して、適切かつ円滑な運営を期するため、府下のタクシー事業者が体制の整備に努めています。
- その他、各地域の自治体と災害協定を締結。



京都のタクシー事業者の取り組み⑩

タクシーの特性を 活用した安心社会 への貢献活動

認知症高齢者等の発見保護を目的とした警察とタクシーとの連携に係る協定

一般社団法人京都府タクシー協会及び京都タクシー業務センター（以下「甲」という。）と京都府警察本部（以下「乙」という。）は、京都府内において行方不明となっている認知症またはその疑いのある高齢者（以下「認知症高齢者等」という。）を早期に発見保護するため、次のとおり協定を締結する。

ドライブレコーダ等に記録される映像情報の提供等に関する覚書

京都府警察本部交通部・刑事部と京都府タクシー協会は、ドライブレコーダ等に記録される映像情報の提供等に関する下記の事項について、ここに覚書を作成する。

- ❑ タクシーは各営業地域を24時間、隈なく運行しており、その車両に搭載されている「無線」と「ドライブレコーダー」は緊急時等での関係機関との情報交換において極めて有益な役割を果たします。
- ❑ 京都府タクシー協会は、警察との連携を図るための協定を結び、タクシーの特性を生かして「認知症高齢者等」の発見保護や犯罪捜査への情報提供等、安全で安心できる社会の構築へ向けて努力しています。

京都のタクシー事業者の取り組み①①

コンビニ駐車場を
活用した防犯協力

- 近年増加する深夜のコンビニ強盗事件。タクシー業界では、京都府警の仲介により、府内コンビニ協会と協定書を締結。深夜の時間帯に店舗駐車場で休憩・休息を行いながら、犯罪抑止に協力する活動を開始しました。

京都府内の犯罪抑止を目的とした
コンビニエンスストアとタクシーとの連携に係る協定書を締結

【締結年月日】：平成25年9月19日

【締結者及び立会人】

- ・京都府コンビニエンスストア安全・安心まちづくり連絡協議会
- ・京都タクシー業務センター、京都府タクシー協会
(立会人) 京都府警察本部生活安全部長

深夜・早朝時間帯にはタクシーが立ち寄りま
タ
ク
シ
ー
が
団
結
店
内
や
周
辺
の
警
戒
強
化
中
!

警戒強化中

ミッドナイト・ディフェンダー作戦実施中!

京都府コンビニエンスストア安全安心まちづくり連絡協議会
京都府タクシー協会・京都タクシー業務センター・京都府警察

ミッドナイト・ディフェンダー
参加店

タクシーとコンビニが団結
店内や周辺の警戒強化中
深夜・早朝時間帯には
タクシーが常時立ち寄りま

京都府コンビニエンスストア
安全・安心まちづくり連絡協議会
京都府タクシー協会・京都府警察

京都のタクシー事業者の取り組み⑫

各種支援タクシー の運行

- 独居老人や世帯の高齢化が増加する中、それらの方々にとって社会生活をおくるうえで様々な支援を必要としています。
- こうした社会的要請の中で、タクシー会社では「買い物代行」「病院受付代行」「薬受け取り代行」等々、様々な工夫を凝らしての支援タクシーの運行を行っています。
- 時間に余裕がない方や外出が困難な方に、必要なときに必要なサービスを提供します。

京都のタクシー事業者の取り組み⑬

府内全域で
タクシーを禁煙化



- 喫煙者だけでなく、周りの人の発がんリスクを上昇させるたばこ。京都のタクシー車両は、全国に先駆ける形で、平成21年より全面禁煙化に移行しました。誰もが等しく快適に過ごせる車内環境整備に取り組みました。
- 改正健康増進法が2020年4月1日に全面施行され、多くの人々が利用する施設等は、原則として屋内禁煙となりました。

※バスやタクシーなど旅客運送用車両での喫煙は禁止



京都のタクシー業界を支える協会の思想を象徴的に表現しました。
車の中の四角の集合体は、多くの企業が集まる協会の団結・結集した様を表現しています。

ロゴマークは京都府タクシー協会を象徴する重要な視覚要素です。